

離婚を前提として配偶者と別居中又は別居予定のため、

児童手当の受給者を変更したいとお考えの方へ

○児童手当は原則、父母のうち所得の高い方を生計を維持する程度の高い者として受給資格者としておりますが、父母が離婚を前提に別居している場合は、所得の状況に関わらず、お子様と住民票上同居している父母いずれかに支給されます。離婚を前提として配偶者と別居中もしくはこれから別居予定の方は、次のとおり手続きいただくことで、法の規定に基づき、手当の支給を受けることができます。

なお、既にご離婚されている場合も受給者を変更できますが、手続きの方法が異なります。

◆支給条件（以下のすべてを満たすことが必要です。）

1. 住民票上の世帯が、現受給者（配偶者）と別であること。

※実態は別居しているが、住民票をやむを得ない事情で変更できない方は、申請できる場合があります。子育て給付課へご相談ください。

2. 対象となる児童と同一の世帯であること。

3. 離婚の意思があり、現受給者へその意思が表明されている（伝わっている）ことが客観的に証明できる書類が提出できること。

※一方による申立てだけでは、離婚の意思が相手方へ表明されていることが確認できないため、要件を満たしません。

例)・協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本

- ・調停期日呼出状の写し
- ・家庭裁判所における事件係属証明書
- ・離婚裁判にかかる控訴状の副本
- ・弁護士等第三者により作成された離婚協議の進捗状況がわかる書類 など

なお、現受給者が受給者変更に同意している場合は、現受給者からの離婚協議中であることの申立書もしくは消滅届（ともに現受給者が自ら記入する必要があります）の提出でも可能です。

◆申請の時期

1. 上記の支給条件を満たした日以降に、認定請求の申請が可能となります。
2. 配偶者との別居日または離婚前提の別居に該当した日（離婚の意思が相手方に到達したことが確認できる日）のいずれか直近の日付の翌日から数えて15日以内に申請してください。15日を過ぎると、手当を受給できない月が生じる場合があります。

◆認定までの流れ

1. 支給条件を満たした日以降に、認定請求の申請を行ってください。
認定請求書・受給資格に係る申立書・その他必要書類の提出が必要です。
2. 市で内容を審査し、認定までの手続きを行います。(通常 2~3 か月以上お時間をいただいております。) 認定となったら、支給月額や支給開始月等を記載した通知を発送します。
なお、現受給者の手当は認定と同時に職権で消滅いたします。認定の通知と同時期に、現受給者へ消滅の通知を発送いたしますので、ご承知おきください。

〈注意〉

※DV 被害者が配偶者と別居し、児童と一緒に居住している場合は、申請方法が異なりますので、別途ご相談ください。

※申請の状況(審査内容)によっては、手当を支給できない月が発生することがあります。あらかじめご了承ください。

〈参考〉児童手当法抜粋

(支給要件)

第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

- 一 次のイ又はロに掲げる児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。)であつて、日本国内に住所(未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。)を有するもの
- イ 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童(施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第二条第二項において「中学校修了前の児童」という。)
- ロ 中学校修了前の児童を含む二人以上の児童(施設入所等児童を除く。)
- 2 前項第一号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 4 前二項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合(当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。)は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

〈問い合わせ先〉

船橋市役所 子育て給付課

[TEL:047-436-2316](tel:047-436-2316)